

# 寿都町再生可能エネルギー推進基本計画

平成28年 7月

北海道寿都町

# 目 次

|    |  |   |
|----|--|---|
| 1  | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針                | 1 |
| 2  | 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域  | 2 |
| 3  | 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模                                 | 2 |
| 4  | 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項       | 2 |
| 5  | 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項                     | 2 |
| 6  | 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項               | 2 |
| 7  | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価 | 3 |
|    | (1) 目標   |   |
|    | (2) 目標の達成状況についての評価   |   |
| 8  | 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復              | 3 |
| 9  | その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項                        | 4 |
|    | (1) ホームページ等による周知   |   |
|    | (2) 設備整備計画の認定  |   |
|    | (3) 設備整備計画の認定の取消し  |   |
|    | (4) 区域外の関係者との連携  |   |
|    | (5) 基本計画の変更  |   |
|    | (6) その他  |   |
| 10 | 別紙   | 5 |

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

寿都町は、北海道南西部の日本海に面し、札幌市と函館市のほぼ中間に位置する、東西 14.0km、南北 23.5 km、総面積 95.3 平方キロメートルで、延長 32.0 km の海岸線が弓状に寿都湾を形成している。

本町の気象は、日本海に面していることから対馬海流（暖流）の影響を受けるため、年平均気温は 8.8 度と暖かく、年間降水量も 1,364mm（気温、降水量は平成 24 年データ）となっており、同緯度他地域と比較して温和な気象条件であるといえる。

反面、年間を通じて風の強い日が多く、第 1 次産業や生活にとって厳しい気象条件となっている。

第 1 次産業における生産額は年々大幅な減少傾向にあり、農業においては、本町の地形的な要因により耕作面積が狭く分散することから、大規模経営を中心とする北海道型農業が実施できない状況にあり、経営の安定化を図ることが難しいため農業後継者が育たず、衰退の傾向にある。

林業においては、本町の総土地面積の約 78% に及ぶ森林面積を有しており、北海道内においては平均的な森林率であるが、町内に林業事業体や木材業者等も無く、森林土地所有者のほとんどが不在村所有者であるため、森林の管理に関する意識が低く今後は森林の荒廃が懸念されるところである。

また、漁業においては、明治・大正期にニシン漁の千石場所として栄華を極めていたが、ニシンの減少とともに衰退し、現在は沿岸漁業とともに、寿都湾での栽培漁業の展開を図っているが、資源量の減少に伴い水揚額も減少傾向にある。

いずれの産業においても高齢化の進行も顕著であり担い手の確保が大きな課題である。このような中、耕作放棄地や未利用地の積極的活用や農林漁業の健全な発展と地域として調和のとれた再生可能エネルギー導入の取組を実現するものである。

本町は、平成 14 年度に「寿都町地域新エネルギービジョン」を策定し、地域振興策として最大の効果を発揮できるよう、このビジョンの第 4 章の新エネルギーの導入展開方向では《「風の町」として、全国の自治体では初の風力発電設備を導入するなど、新エネルギー導入の先駆的な取組を活かして町民の一人ひとりの暮らしや産業と結びつけたクリーンエネルギーの活用を図ることにより、「地球にやさしい風の町・寿都町」の実現を目指します。》と定義しており、《町内に賦存する様々なエネルギー資源を有効活用して、町民の暮らしや産業を豊かにする取組を進めます。》とまとめている。

このことから、本町で既に風力発電施設を設置している箇所以外にも風力エネルギーの賦存量が大きな地区もあるため潜在的可能性を活かした再生可能エネルギーの積極的推進を図っていく。

農山漁村地域で再生可能エネルギー発電設備を整備する際においては、農林水産業に関連する各種方針・計画もあることから、これらの方針・計画との整合性を保ちながら地域が主体性をもった取組を持続できるよう再生可能エネルギーとの共存を図りながら、導入の促進と地域振興の両立を目指すことを基本方針とする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在             | 面積 (㎡)           | 備考   |
|----|-------------------|------------------|------|
| A  | 別紙参照 (磯谷地区)       | 計 1,513,436 ㎡    | 風力発電 |
| B  | 別紙参照 (月越地区)       | 計 ㎡ (※1)         | 風力発電 |
| C  | 別紙参照 (湯別・浜中・歌棄地区) | 計 159,107 ㎡ (※2) | 風力発電 |

※1 B地区については、計画が具体化した時点で促進する区域面積を後志森林管理署等と協議の上決定するとともに、基本計画の変更を行う

※2 C地区については、既設箇所により促進する区域を設定するが、建替え等により区域の変更が必要な場合においては、基本計画の変更を行う。

## 3. 2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模        | 備考  |
|----|---------|----------------|---|
| A  | 風力発電    | 13,800 kW      | 2,300kW×6基 (本町設置分)  |
| B  | 風力発電    | 50,000 kW      | 2,000kW×25基 (最大)  |
| C  | 風力発電    | 16,580 kW (※1) | 230kW×1基<br>600kW×3基<br>1,990kW×5基<br>2,300kW×2基<br>蓄電池設備 |

※1 C地区については既設設備について記載し、今後建替え等により変更が生じる場合については、基本計画の変更を行う。

## 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

特になし

## 5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

寿都町において、地域の農林漁業と協調を保てるよう町が事業主体の発電事業以外の発電事業者の売電収益の中から一定程度の資金協力を町が基金化し、農林漁業団体の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業等に活用することとし、活用事業については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに、幅広い農山漁村の健全な発展を目指すこととする。

また、資金協力に関する額は設備規模や導入機種によっても売電収益が変わることから、設備整備計画の認定に関して開催する寿都町再生可能エネルギー推進協議会の決定に従うものとし、設備ごとに定めるものとする。

## 6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

風力発電事業を実施する場合、環境影響評価法に基づき総出力が 10,000kW 以上を超える風力発電事業は第一種事業として環境影響評価対象事業であり、また総出力が 7,500kW 以上 10,000kW 以下の風力発電事業は第二種事業として環境影響評価の必要性を個別に判断され、必要があれば環境影響評価対象事業となる。

また、北海道環境影響評価条例においては総出力が 10,000kW 以上を超える風力発電事業は第一種事業として環境影響評価対象事業であり、また総出力が 5,000kW 以上 10,000kW 以下の風力発電事業は第二種事業として環境影響評価の必要性を個別に判断され、必要があれば環境影響評価対象事業となる。

環境影響評価対象となった事業は、同法もしくは道条例に基づく環境影響評価書を作成し、その中で、自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項については、地方自治体の長の意見照会や専門家及び有識者等に意見を伺いながら対応している。従って、環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続きを経た事業は、本項において、本基本計画の協議会における議事とはせず、経済産業大臣の環境影響評価書の確定通知をもって代替とすることを基本とするが、寿都町長の意見が反映されていない場合は、本協議会での追加審査を行うものとする。

なお、環境影響評価対象外の事業については、設備整備の際には、地域の植生、野生生物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮するとともに、地域の景観を損なわないよう景観の保全や歴史的風致の維持及び向上との調和にも適切な配慮を行うものとする。

## 7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

### (1) 目標

本町における再生可能エネルギーの導入目標値は特に定めは無いが、既に 16,500kW を超える風力発電を導入済みである。本町における風力発電の潜在的可能性は非常に高いものがあることから、陸上において更に平成 33 年度まで 13,800kW を目標とし合計で 30,000kW 以上（設備整備認定件数 1 件以上）を目標とする。

また、洋上風力発電についても、目標は設定しないが導入の促進が図られるよう積極的に関係機関等へ要望すると共に情報収集に努める。

### (2) 目標の達成状況についての評価

前項(1)の目標達成状況を確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、確認することとする。

なお、目標年度までに目標が達成されない場合は、基本計画の策定時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じることとする。

## 8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時には、再生可能エネルギー発電設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行わなければならない。

また、発電事業者に変更があった場合においては、その責を継承させるとともに、契約内容等に関する文書を協議会に提出するものとする。

一方、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されない時の損害賠償等について地権者と発電事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

さらに、発電事業者は協議会事務局が撤去積立金の積立状況等が随時把握できるように適切な措置をとることとする。

## 9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### (1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、本町の広報やホームページ等により広く周知することを基本とする。

### (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際は、内容が本基本計画に適合することに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、設備撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際は、実施状況の報告を行うことや本町の是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

### (3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告において虚偽の報告や怠慢、本町の是正の指導に従わない場合は、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

### (4) 区域外の関係者との連携

寿都町、設備整備事業者（再生可能エネルギー発電事業者）、その他関連団体等の関係者は区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に取り組むこととする。

### (5) 基本計画の変更

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加・変更や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要性が生じた場合は、速やかに基本計画の見直しを行うこととする。

### (6) その他

管理用道路やその他設備設置にあたって、町道等の道路との接続が必要な場合については、別途関係所管等と協議を行うものとする。

## 10. 別紙

## 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区     | No.            | 区域の住所                   | 面積                         | 備考             |
|--------|----------------|-------------------------|----------------------------|----------------|
| A      | 1              | 寿都町字磯谷町島古丹 1728番        | 802,480.00m <sup>2</sup>   |                |
|        | 2              | 寿都町字磯谷町島古丹 1735番        | 198,201.00m <sup>2</sup>   |                |
|        | 3              | 寿都町字磯谷町島古丹 1730番        | 486,131.00m <sup>2</sup>   |                |
|        | 4              | 寿都町字磯谷町島古丹 1729番        | 26,624.00m <sup>2</sup>    |                |
|        | 5              | 寿都町字磯谷町島古丹 1731番        | 32,692.00m <sup>2</sup>    |                |
| A地区 合計 |                |                         | 1,546,128.00m <sup>2</sup> |                |
| C      | 1              | 寿都町字湯別町下湯別 464番6        | 12,732.00m <sup>2</sup>    | 既設(寿都温泉)       |
|        | 2              | 寿都町字樽岸町浜中 166番1         | 24,466.00m <sup>2</sup>    | 既設(寿の都)        |
|        | 3              | 寿都町字樽岸町浜中 167番1         | 18,433.00m <sup>2</sup>    | 既設(寿の都)        |
|        | 4              | 寿都町字樽岸町浜中 167番3         | 1,227.00m <sup>2</sup>     | 既設(寿の都)        |
|        | 4              | 寿都町字歌棄町歌棄 10番           | 10,520.00m <sup>2</sup>    | 既設(風太No.5)     |
|        | 5              | 寿都町字歌棄町歌棄 13番           | 5,677.00m <sup>2</sup>     | 既設(風太No.4)     |
|        | 6              | 寿都町字歌棄町歌棄 13番2          | 4,055.00m <sup>2</sup>     | 既設(風太No.4、蓄電池) |
|        | 7              | 寿都町字歌棄町歌棄 3番4           | 10,465.00m <sup>2</sup>    | 既設(風太No.1)     |
|        | 8              | 寿都町字歌棄町歌棄 3番1           | 52,316.00m <sup>2</sup>    | 既設(風太No.2、3)   |
| 9      | 寿都町字歌棄町歌棄 3番15 | 19,216.00m <sup>2</sup> | 既設(風太No.2、3)               |                |
| C地区 合計 |                |                         | 159,107.00m <sup>2</sup>   |                |

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（概要図）



再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域  
(A地区 詳細図)



| 凡 例                     |  |
|-------------------------|--|
| 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 |  |
| 管理区域等                   |  |
| 再生可能エネルギー発電設備(風力発電)     |  |

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（C地区 詳細図）

